

『朝倉家記』所収足利尊氏袖判下文の疑点について

河村 昭一

はじめに

『朝倉家記』に収める南北朝期の文書四通は、数少ない当該期の朝倉氏関係文書として注目されてきた。かつて私はこれらの文書について、主として形式や地名などを根拠に、いずれも偽文書の可能性が高いことを指摘した^①。これに対して松原信之氏から全面的な批判を受け、おおむねこれを受け入れた^②。しかし、どうしても疑念を払拭しきれない文書がある。延文二年（一三五七）十二月二日足利尊氏袖判下文である。そこで、改めて四通をまとめて再検討する中で、この尊氏下文に含まれる問題点を探ってみたい。

一 朝倉氏「陳状」と支証

『朝倉家記』所収文書は、長享元年（一四八七）と延徳三年

（二四九二）の両度にわたり、斯波氏が朝倉氏の越前支配を不当として、將軍義尚（長享元年）、義材（延徳三年）の近江出兵中に幕府に提訴したのに対して、朝倉側が斯波氏との主従関係を否定し、將軍への「直奉公」を主張した際、その支証として提出したものである^④。

長享元年の訴訟時に朝倉氏が用意した斯波氏に対する反論が、元の朝倉光玖が作成したとされる九か条にまとめられ、『朝倉家記』の中で、四通の南北朝期文書の直前に引載されている^⑤。これは、文章表現からみて、実際に法廷に提出された文書そのものではないと思われるが^⑥、陳状の草案的なもので朝倉氏の主張をまとめたものと評価できるので、以下では便宜「陳状」と呼ぶことにする。その最後の三か条において南北朝期の朝倉氏の歴史が語られ、問題の四通はこれに対応する形になっているので、まず陳状第七・九条と四通の文書写（陳状、文書ともに後筆と思われる返り点・送り仮名・傍

注等は割愛を以下掲げる。

(第七条)

一、此申候事斟酌多候得共、先祖非奉公之由申候間、道朝禪門御敵成、畏坂越当国江被罷下候事者、本大平記委見へ候哉、其刻如此 宝篋院殿様御内書、貞治五年頂戴仕、同十一月六日数ヶ所為勲功賞拝領仕候時者、道朝被官非候、奉公之事ハ現形ニ而候証文式通写上候、

(第八条)

一、彈正左衛門尉高景、子孫之為と申而置文を仕候、外聞憚多事候得共、以前奉公之支度支度明白ニ候間写上申候、惣而此方本知行之事者、悉公方様御恩ニ候、宝篋院殿様御早世之刻、鹿苑院殿様御幼少之間、勘ヶ由小路禪門天下之諸公事就被申執、過半勘落候、自其此方無力仕、被官人之様罷成候、先祖之義此支証共ニ而見へ候、

(第九条)

一、孫次郎より先代九代にて候美作入道覚性覚性与申候歟、公方様江歎申上候一紙案文上候、愚息彦三郎与申候者、後彈正左衛門尉と申候、受領仕遠江守而候、彼者元服之時高之御字被下候、景行天皇以来景之字を名乗候ニ付而高景と被下候、其後子之孫次郎氏之 御字被下候而氏景と申候、此御字共被下候事羨異于他子細、於東寺南大門作道合戦之時、母衣ニ御判候而朝倉彈正左衛門尉高景与被遊候、高氏將軍様者以前高之御字ニて候、建武武年中前代御退治之時依御勲功、天子様御諱を参らせられ候て高

を尊ニ被改候、太平記十三之卷有之、当年迄百五十二年候哉、(下略：…訴訟に臨む朝倉景冬に対する今後の留意点の指示)

A 高氏將軍御判

下 朝倉遠江守高景
可令早領知越前国足羽北庄預所職之事
右、為勲功之賞所宛行也者、早守先例、可致沙汰之状如件、
延文式年十二月二日

B 中將軍御判 義談公御内書也

修理大夫入道道朝以下与党等、没落越前国云々、不入立国中之様廻籌策、可令誅伐之状如件、
貞治五年八月九日
朝倉遠江守宗祐入道とのへ

C 中將軍御判

下 朝倉遠江守法師 法名宗祐
可令早領知越前国宇坂庄・棗庄・東郷庄・坂南本郷・河南下郷・木部嶋・中野郷地頭職之事、
右、為勲功之賞所宛行也者、早守先例、可沙汰之状如件、
貞治五年十一月六日

D 朝倉遠江入道宗祐申越前国宇坂庄・棗庄・東郷庄・坂南本郷・河

南下郷・木部嶋・中野郷等之事、任今月六日下文、可令打渡宗祐之状如件、

貞治五年十一月七日 中將軍御判

畠山尾張守殿

陳狀第七条は貞治五年（一三六六）八月の斯波氏の失脚、越前没落^⑦に関するもので、その支証がB・C・Dである。Bは朝倉遠江入道（宗祐＝高景）が足利義詮から斯波道朝（高経）らの越前入国阻止を命じられたとするもので、その恩賞として七か所の地頭職を拝領したとするのがCとDである。Bについて旧稿では、足利義詮の軍勢催促状や感状の形式はほとんどが日下御判御教書で、Bのような袖判御教書の例はほとんどないこと、宛所の「遠江守宗祐入道」という不自然な名前表記と、尊称表記が室町期の御内書に見られる「とのへ」となっていることから偽文書の疑いありとした。

『太平記』や「吉田家日次記」の伝える斯波討伐軍の中に朝倉氏の名は見えないが、朝倉氏は斯波氏が越前杣山城に下向した三か月後には越前に在国していたし、斯波氏やその与同者の所領・所職が闕所とされた中で、朝倉氏は河口荘に得ていた所職が失われていないばかりか、翌貞治六年には新たに大野郡泉・小山荘での押妨を訴えられたり、今南西郡真柄荘を在地武士に預け置くなど、新守護畠山義深統治下の越前でむしろ勢力を増しているのは、幕府方として行動したからに相違ない。したがって、Bは長享の訴訟時に宛所など、部分的に加筆した疑いは濃厚ながらも、朝倉高景（入道宗祐）

が將軍から直接このような下命を受けることは十分考えられるので、敢えて偽文書とみなす必要はない。また、その戦功に対する行賞としてCに見える七か所の地頭職のうち棗荘地頭職は斯波氏が押領していたものであることから、これが闕所とされ朝倉氏に宛行われたものとして自然に理解されるし、文書形式上の問題点も軽微である^⑮。さらにCの施行を越前守護畠山義深に命じたDも、文書形式上なら不自然な点はないので、C・Dともに原本は真文書であった可能性が高い。

斯波氏の越前没落は『太平記』も叙述する、周知の史実であり、それに関連するB・Dは、斯波氏との主従関係を否定し、將軍への「直奉公」を主張しなければならぬ朝倉氏にとって格好の材料であり、支証にも自信があったからこそ、陳狀では南北朝期関連条文の最初の第七条でこれを取り上げたのであろう。

次の第八条では、斯波義将（勘ヶ由小路禪門）が幕政を主導するようになると、朝倉氏は所領の多くを没収され、斯波氏の被官のようになつてしまつたが、それ以前は將軍に直接奉公していたことを強調し、朝倉氏の「本知行」がすべて「公方様御恩」であることは「此支証共」に見える、としている。ここにいう支証は、文脈上は本条冒頭にある、高景が「子孫之為と申」してしたためたとする「置文」が該当するが、「写上申候」と言っておきながら、『朝倉家記』にはその写がない。ただ、敢えていえば、AとCがその機能を果たしているとはいえる。

第九条はもつとも多くの字数を費やしているが、その一因として、

支証を示し得ないところで、將軍家との直屬關係を強弁しなければならなかったことが考えられる。ここでは高景・氏景父子がともに足利高氏（尊氏）から偏諱を賜ったこと、及び「東寺南大門作道合戦」で尊氏から母衣に「高景」と直書されたという逸話を紹介しているが、当然、戦国大名が発給するような一字書出や尊氏の直書がある母衣など当時の朝倉家に伝来しているわけがないので、「東寺南大門作道合戦」という、戦功を挙げた具体的な戦場を示すことによって、いくらかでも主張に現実味を帯びさせる工夫を施したのである。しかし、この合戦は、文和の洛中合戦を念頭におきつつも、朝倉氏が創作した架空の合戦である可能性が高い。

二 東寺南大門作道合戦

文和の洛中合戦は、足利直冬とその与党が文和四年（一三五五）正月入京し、二月から三月にかけて洛中を舞台に幕府軍と戦った合戦であるが、このとき朝倉氏は直冬党に属していた斯波勢の一員として参戦している。すなわち、天正本『太平記』は、二月十五日に斯波高経の三男氏頼の後陣にいた朝倉高景（流布本は朝倉下野守とする）が、六条河原から京中に入ってきた細川清氏ら幕府勢の攻撃を受けると、斯波氏頼も加わって、六条東洞院と烏丸の間で互いに譲らず戦った様子を叙述している。¹⁶ また、三月十二日、斯波高経勢と幕府方の畠山義深・細川清氏勢が七条西洞院で戦った際、高経の「若党」朝倉高景とその嫡子氏景が奮戦した模様も詳述する。¹⁷

結局翌十三日、直冬党の諸将は本陣の東寺を引き払い南方へ没落していったのであるが、その際、東寺南大門で戦闘があった可能性も否定はできないものの、『太平記』が伝える洛中合戦は、直冬党が東寺から六条（東洞院・烏丸）や七条西洞院に出撃して幕府勢と戦ったり、八条堀河の戒光寺に籠もる直冬党桃井直常勢を幕府勢が攻めるといった戦闘ばかりで、東寺南大門を舞台とした攻防戦の記述はない。ちなみに、直冬党の東寺からの撤退について流布本『太平記』には、「三月十三日ノ夜ニ入テ右兵衛佐直冬朝臣、国々ノ大将相共ニ、東寺・淀・鳥羽ノ陣ヲ引テ、八幡・住吉・天王寺・堺ノ浦ヘゾ落ラレケル」とあり（卷三三「京軍事」）、『源威集』にも「土岐・佐竹・小田勢ハ桃井播磨守籠八条堀河戒光寺ニ向、（中略）御方勝テ戒光寺ニ追入シ時分、從東寺敵引テ造道ニおツ、（中略）¹⁸ 其夜雨中東寺凶徒没落、翌日天王寺・住吉ニ落着トソ聞エシ」とあって、直冬党の東寺脱出の際、南大門で戦闘に及んだようには描いていないので、仮に衝突があったとしても、記録に残るほどのことはなかったであろう（「東寺南大門作道」の「作道」はあるいは『源威集』を参照した力）。

陳状では『太平記』の名を第七条と第九条で挙げ、第九条では「高氏」から「尊氏」への改名が「十三之卷」に見えるるとまで記している、朝倉氏が自己の主張にできるだけ信憑性を持たせるため、『太平記』を活用しようとしたことは明らかである。その『太平記』がどの種の写本だったにせよ、文和の洛中合戦で高景・氏景が直冬党の斯波氏のもとで幕府軍と戦った事実は認識していたはずである。にもか

かわらず、高景と尊氏の主従関係を立証するため、偏諱とそれを補強するための母衣への直書という挿話がどうしても必要と考えたのであろう。偏諱はやや無理はあるものの、高景・氏景父子が「高」氏の二字をそれぞれの諱に含む偶然は、朝倉氏にとって幸運だったとはいえる。しかし、「母衣伝説」のほうは、舞台としてふさわしい合戦、すなわち、尊氏の存生中で、朝倉氏が尊氏方として参戦し、かつそれが世に知られた合戦、という条件を満たすものがなかったのではなからうか。

『太平記』に登場する朝倉氏は、尊氏没後も含めて常に斯波氏の軍事指揮下で活動する姿ばかりで、朝倉氏にとって『太平記』はもともと危険な書でもあった。そこで、やむを得ず文和四年の洛中合戦を一応念頭におきながらも、『太平記』に朝倉氏が登場する二月の六条東洞院・烏丸や三月の七条西洞院という戦場は避け、「東寺南大門作道」という、『太平記』が記さない戦場を設定し、年次や対戦相手を明記せず曖昧にすることで文和の洛中合戦が想起されないよう、工夫を施したのであろう。いわば、架空の合戦を設定したのである。

それにしても、『太平記』を一読した者なら、これが文和の洛中合戦のことと気づく恐れは十分にある。事実、ほかならぬ後代の朝倉氏が東寺南大門作道合戦を文和の洛中合戦として理解し、かつ、Aをその行賞として語るようになる。すなわち、永禄十二年（一五六九）成立の「朝倉家伝記」²¹ 高景の項に掲示してあるAの日付（十二月を十月と誤記している）の下には「但東寺合戦之賞也」

と明記されていて、長享の陳状では明示しなかった合戦の年次も「徳岩（高景）四十二歳」、すなわち正しく文和四年としている²²。系図類の高景の項にも、もつとも古態とされる称念寺本を始め諸本において、文和四年二月十五日の東寺南大門合戦で戦功を挙げ、尊氏から母衣に「高」字を賜り、延文二年十二月二日付で足羽北庄（足羽庄）とする本も一部あり）預所職を勲功の賞として宛行われたとしている。つまり、長享の訴訟時には明確にしていなかったAの持つ意味が、「朝倉家伝記」が成立した永禄十二年までの八〇年ほどの間のどこかで、文和の洛中合戦の行賞という、史実をまったく無視した正反対の誤伝として定着した。こうした誤伝が生まれた原因が、陳状第九条にある東寺南大門作道合戦にあることは明らかである。このように、文和の洛中合戦と見破られ、自己矛盾を指摘されかねない危険を敢えて冒したのも、足利尊氏との直属関係を立証する材料を、長享期の朝倉氏は持ち合わせていなかったことを示唆している。

陳状において、B、Dについては第七条の的確に支証として利用しているのに対して、Aについては第八条で支証とした意図は伝わるものの、発給された背景を正面から語っているとはいえない。これは語れなかった、もしくは敢えて語らなかったというべきであろう。朝倉氏の理想としては、陳状第九条で取り上げている高景と尊氏の親密な主従関係を東寺南大門作道合戦の母衣の挿話で説明し、その行賞としてAがある、と主張することであったと思われる。しかし、この合戦を文和の洛中合戦の一コマと認知されない工夫を

一応はしているが、万一を考えて、Aを東寺南大門作道合戦の行賞と正面から説明することは逡巡せざるを得なかったであろう。と
 いて、延文二年十二月というタイミングで、尊氏から「勲功之賞」にあずかる理由も思いつかなかったため、結果的にあいまいな扱いになってしまったのではなからうか。第九条に書かれている内容に自信があれば、それを最初の第七条で語り、Aをその支証といえればいいところであるが、そうできないからこそ、もつとも目的に沿い、かつ確実な史実たる斯波氏の越前没落に関わる主張を第七条に配し、不安の残る偏諱と東寺南大門作道合戦の話は最後に回し、かつAとの関連もあいまいなままにしておいたのではなからうか。

三 尊氏下文の疑点

ところで、そもそもこの文書Aの持つ疑点は完全に解消されたのであろうか。旧稿でAとDに偽文書の疑いを抱いた最大の着目点は、Aの「足羽北庄」という、当時はあり得ない呼称であったが、「北庄」なる呼称は鎌倉末期の文書²⁴⁾にあることが指摘された上に、「朝倉家伝記」に収載する分には「足羽庄」となっているので、この地名表記のみを根拠とする偽文書説は成り立たなくなった。私見を批判した松原氏は、長享の訴訟当時、すでに有名無実となっていた足羽荘に対して、政治的経済的に越前屈指の町場となっていた北庄を強く意識して、故意に加筆して「足羽北庄」とした、と述べているが、この文書にはほかにもまだ解決すべき疑点がある。

Aについての私見に対する松原氏の批判には次のようなものもあった。まず発給者が尊氏とされている点を疑問視した私見²⁵⁾に対して、尊氏との関係を強調するために義詮の花押を故意に尊氏のものとした可能性が高いとし、この点は私見を是認している。次にAの三年前に足羽荘を含む一〇か所が北朝から佐々木導誉に安堵されていること²⁶⁾から、幕府内の実力者導誉の所職を否定して高景に宛行う理由が理解できないとした私見²⁷⁾に対して、松原氏は導誉の所職は地頭職と思われるから、高景の預所職とは別であるばかりか、導誉にとつて自身の地頭職の権益擁護に高景の協力が期待されるとし、さらに、高景の足羽荘預所職拝領は、文和の洛中合戦で直冬党の斯波氏に従って活躍した高景を、導誉の「工作すなわち將軍家への推挙」によつて尊氏陣営に「勧誘」した行賞とした。

これらの松原氏の批判で、まず足羽荘における導誉の所職を地頭職とする点はやや慎重さに欠けるが、導誉の足羽荘における所職を將軍からの給付とみなして、高景の「預所職」と重層する可能性は低いと推定した私見もまた根拠が薄弱であり、結局、所職の面から反論することは困難である。

ただ、Aを高景が導誉の「勧誘」によつて幕府方に帰順した行賞とみなす見解はただちには首肯できない。まず、斯波高経はすでに文和五年正月には幕府方に帰降して許されて²⁸⁾おり、そのあと三年近くも経つてから高景を尊氏方に「勧誘」する必要性は乏しい。また、導誉が斯波氏と対立するに至ったのは、高経が導誉の娘婿となつていた三男氏頼を差し置き、その弟義将を執事に推挙して導誉の怒り

を買った貞治元年（一一三六）以降のことであって、それまでの導誉と斯波氏は婚姻関係を結ぶほど親密であり、朝倉氏が斯波氏のもとから離れて導氏に直属するための仲介を導誉がする必要性はない。文和四年二、三月の洛中合戦から延文二年十二月までの間に朝倉氏が幕府方として参戦した合戦の記録がないために、松原氏は幕府方への帰順を「勲功之賞」の理由と推定したのであろうか、⁽³¹⁾ 斯波氏のもとを離れて將軍家に直属するようになっただけで戦功を挙げてもいない者に、將軍が「勲功之賞」を与えるだろうか。⁽³²⁾

長享の訴訟時に、朝倉氏の手元にAそのもの、もしくは「北庄」部分を加筆したり、発給者を義詮から導氏に改変する以前の原文書があったとして（可能性については後述）、それをさすがに文和の洛中合戦の行賞とすることはできないために、その位置づけを取えてあまいにしておいた結果、後世に誤認を招いたり、松原氏のよくな無理な解釈を余儀なくさせているのではなからうか。

このように考えていくと、そもそも、延文二年十二月に朝倉高景が將軍家から勲功の賞として足羽荘預所職を宛行われる、客觀的事情が想定されるだろうかという、より根本的な疑念が生じてくる。「北庄」部分の加筆といい、発給者の改変といい、松原氏も認める訴訟時における改竄の可能性が否定できないとすると、日付にさえ疑惑の目を向けたくなる。つまり、この文書自体が、長享の訴訟以前の時期、もしくは訴訟時に偽作された可能性さえ視野に入れるを得なくなってくる。もちろん断定などできるわけがないが、大胆な仮説を提示してみたい。

四 導氏下文偽作の可能性

これまで三節にわたって、延文二年十二月二日足利導氏下文（A）には無視できない疑点が含まれていることを指摘した。最後にそのことを踏まえて、この文書を偽文書と仮定した場合の、偽作の持つ意味と作成時期について考えてみたい。

この文書によって朝倉氏が主張したいのは、朝倉高景が導氏から所領給付にあずかったこと、及びその所領は足羽荘であったこと、の二点であろう。まず、発給者が義詮ではなく導氏でなければならぬのは、高景・氏景父子の名が高氏（導氏）からの偏諱とする主張との整合性を確保するためである（袖判を「高氏將軍御判」とするのそのため）。そのために、まず日付は導氏の死没（延文三年四月）以前で、かつ朝倉氏が幕府に敵対していない時期に設定する必要があるが、『太平記』における朝倉氏の所出記事は、いずれの場面においても斯波氏の軍事指揮下で活動しているものばかりである（註20）。そこで、反導氏陣営にいたことが明白な文和の洛中合戦からなるべく時間を隔て、かつ導氏の存命中という条件から、延文二年十二月という日付が選択されたのではあるまいか。

次に、足羽荘預所職の拝領を主張したかった、という点について、作成時期とも絡ませながら、ほとんど憶測に近い仮説を提示してみたい。まず、作成時期は長享の訴訟以前で、訴訟時にそれを修正したのではないか、と推測する。実はすでに指摘したところであるが、訴訟の八年前に当たる文明十一年（一四七九）八月、一条兼良

が越前に下向したことがあり、このときに朝倉氏が下文を偽作する動機が一応考えられる。兼良の越前下向の目的は、直接には前年右大将に任官した子息冬良の拝賀費用に窮し、朝倉孝景に援助を求めたためであったが、閏九月十八日、兼良が帰京したことを聞いた小槻長興は、その日記『長興宿禰記』に「御家領足羽庄東郷等朝倉数年押領之間、為御任事御下向、雖然於御家領者不返進」（同日条）と記しているところから、朝倉氏が押領している家領の「返進」も下向の重要な目的であったことが知られる。⁽³⁸⁾ 兼良は越前下向の翌年著した『桃華藥要』⁽³⁹⁾のなかで、足羽御厨（足羽荘）は朝倉美作入道（孝景の祖父教景）、安居保（安居郷）は安居修理亮、東郷荘は朝倉一族東郷氏がそれぞれ請負代官だったが、いずれも「応仁乱世以来」朝倉孝景が押領していると記している。つまり、朝倉氏が請負代官としての職務を果たしていない中で兼良は下向したのであるが、結局状況はまったく改善されなかった。

それでは、兼良は越前で朝倉氏になにを要求したのであろうか。常識的には、代官としての職務を完全に果たすよう求めたと考えられるが、帰京後の兼良が口にした（長興による伝聞記録ではあるが）「於御家領者不返進」の「返進」は、その語義に照らせば、単なる代官の職務完遂というよりも、返還、すなわち直務化を意味するのではあるまいか。前出『桃華藥要』は安居保について安居修理亮が請負っていたあと、一時直務とされ代官座主僧が下されたが、応仁以来朝倉孝景に押領されたとしている。『大乘院寺社雜事記』文正元年（一四六六）九月十日条はこの間のことを今少し詳しく伝えて

いる。すなわち、宮内卿康俊（文明九年六月十日条によれば一条家諸大夫）が直務代官として安居に下ったところ、同年八月末に朝倉光玖が打ち入ってきて康俊を追い出したが、九月二日に河合荘や加賀の「地下一統」が押し寄せて光玖を追い出し、康俊は還住できたという。朝倉が再び押領したのはそのあとであろう。この一件は、一条兼良が家領の直務化を強く志向していたことを裏付ける事例といえるので、兼良が越前に下って朝倉と対面したとき、足羽荘を含む家領の直務化を要求したことは十分想定できるのではなからうか。

一乗谷に兼良を迎えた朝倉孝景は、兼良への二〇〇貫文を始め同行人らへも銭・綿・太刀などを贈って歓待したけれども、肝心の家領「返進」の要求は拒否した。このときに朝倉は、偽作した足利義詮袖判下文を兼良に見せて、南北朝期から朝倉高景が足羽荘（領主に見せるのに「足羽北庄」とは書かなかったであろう）預所職を拝領していると主張して、兼良の直務要求を退けたのではなからうか。⁽⁴⁰⁾ 作成したのが尊氏ではなく義詮の下文と推測するのは、当時の朝倉家に尊氏の花押がある文書は伝えられておらず、義詮のは貞治五年の袖判御教書や袖判下文（B・Cの正文）があった可能性が高く、模写が可能だからである。また、本文部分についても、貞治五年の足利義詮袖判下文（C）と、所領部分以外は完全に一致しているので（一字のみ異なる「致」はCの書写時の誤りか）、南北朝期の文書形式に関する知識が乏しくても、所領部分を入れ替えるだけで容易に作成できる。

なお、所職をB・Cにある地頭職としなかったのは、兼良の直務、つまりは代官職の辞任要求を退けるには、代官職に相当する所職がふさわしいと考えて預所職を選択したのではなからうか。⁽⁴³⁾

こうして偽作した義詮袖判下文(日付はどうしたかわからない)を、八年後に、延文二年十二月二日付の高氏(尊氏)下文に改変して、斯波氏との訴訟の支証に仕立てたのではあるまいか(「北庄」を加筆したのもこのときか)。

問題の尊氏下文を偽文書と断定するだけの根拠を示すことは当然ながらできないし、ましてや、文明十一年八月に「一次偽作」がなされた、などという仮説は論拠が甚だ薄弱で、多くの批判を受けることが容易に想像される。⁽⁴⁴⁾しかし、逆に、問題の尊氏下文になんの疑問も差し挟まないまま、朝倉高景が延文二年十二月という時期に足利尊氏、もしくは義詮から足羽荘預所職を宛行われたことを不動の史実として確定することの危険性もまた、小さくないのではないか、というのが、憶測を幾重にも重ねた末にたどり着いた、小稿のほんの些細な結論である。

註

- (1) 拙稿『朝倉家記』所収南北朝期文書の再検討(『日本歴史』四六三、一九八六年)。以下、本稿で「旧稿」とするのはすべてこの拙稿を指す。
- (2) 松原信之「南北朝内乱と越前朝倉氏の勃興―『朝倉家記』所収南北朝期文書の再検討―」(『日本歴史』四八〇、一九八八年)。この論考は、のち同「越

前朝倉氏の研究』(三秀舎、二〇〇八年)に一部改訂の上、第一部第二章として再録されていて、以下ではこの著書を「松原氏前掲書」とする。

(3) 拙稿「南北朝期における守護権力構造―斯波氏の被官構成―」(『若越郷土研究』二二・三・四、一九七八年)が木下聡編著『管領斯波氏』(戎光祥出版、二〇一五年)に再録された際、その付記において、「これ(旧稿)に対する松原氏の全面的な批判も、ほぼ受け入れた」とした(一二〇頁)。

(4) 長享・延徳兩度の斯波氏と朝倉氏の相論については、松原氏による次の一連の論考がある。①「朝倉貞景と斯波義寛との越前宗主権をめぐる抗争に就いて」(『若越郷土研究』二二・一六、一九七六年)、②「福井県史」通史編2(一九九四年)第四章第二節一「長享・延徳の訴訟」、③「福井市史」通史編1(一九九七年)第六章第二節3「斯波・朝倉氏の相論と細川政元政権」。また、『朝倉家記』所収文書全般についても、松原氏による紹介と詳細な解説がある(前掲書第三部第二章『朝倉家記』所収文書と解説)。

(5) 『福井市史』資料編2「朝倉家記」所収文書三〇号。『朝倉家記』所収文書四二通の中で通常の文書の躰をなしていない二通のうちの一通で(今一通は四二号の上原父子意見条々覚)、『福井市史』資料編は「朝倉氏由緒覚書」と命名している。冒頭に「越前国之儀付而申事慈視院光玖書付、朝倉修理亮在京候而、時宜承被申下候付而、此分被申上条々也」とあって、国元の朝倉光玖が在京(実際は近江坂本に在陣)している朝倉修理亮景冬に訴訟上の指示をした経緯がまとめられており、調停役の細川政元の意見、斯波氏側の主張が続いて、朝倉氏側の九か条の「申上候条々」が記されている。

(6) たとえば「道朝被官非候」(第七条)とか「子孫之為と申而置文を仕候」(第八条)、「受領仕遠江守而候」(第九条)など、文章表現に練れていない箇

所が散見され、訴訟で使用された陳状そのものではないと思われる。

(7) 関係史料は『大日本史料』第六編之二十七（以下『史料』六一二七の如く略記）貞治五年八月八日条（三四三―三五六頁）にまとめて収載されている。

(8) 流布本『太平記』には、畠山義深・山名氏冬・六角高秀ら八人と、越中・越後を除く北陸道四か国と美濃・近江の各国勢が越前に派遣されたとあり（巻三九「諸大名讒道朝事付道誉大原野花会事」）、ほかの異本を含めても朝倉氏の名は見えない（参考太平記の引く異本については『史料』六一二七、三五五頁参照）。「吉田家日次記」貞治五年九月三日条（同書三四四頁）は、斯波討伐軍の部将として山名氏冬・六角氏頼の名を挙げ、美濃守護土岐頼康・能登守護吉見氏頼に、各任国の軍勢催促を命じたと伝える。

(9) 朝倉高景が請負代官を務める春日社造管料所撰津国鶴殿関の年貢・日供（神木在洛費用）をめぐる興福寺と関代官の間答の過程で、興福寺側が貞治四・五年日供算用状を貞治五年十一月九日に「越州朝倉入道（宗祐）高景」に遣わしたとされていることから（「鶴殿関問答引付」『史料』六一二七、三八八頁）、斯波一族の越前下向から三か月後には、朝倉氏は確実に越前に在国していたことが知られる。

(10) 貞治六年三月五日足利義詮御判教書（福井県史）資料編2―以下『県史』2の如く略記―醍醐寺文書四五号）によれば、越前国河北荘（河合荘）は勲功賞として斯波高経に宛行われたが、「今度没官」されて三宝院に与えられている。また、年月日欠（貞治六年）東寺供僧評定条々事書（東寺百合文書）多函二一五）に「多良庄預所侍從房細河上総介先守護代奉公人之上、今も越前山内通事無子細、七条殿（高経）并上総介候人等跡、悉被闕所」

とあり、高経のみならず若狭守護代細川上総介義春（東寺百合文書）夕函一五（六月十三日条）、「若狭国守護職次第」（群書類従）四、補任部）ら被官の所領もすべて闕所とされたことが知られる。

(11) 興福寺は鶴殿関（註9）の年貢から春日社神木の在京費用（日供）を支弁するの、貞治四年正月分から翌五年十月までで算出した不足分一二九貫文のうち三五貫文は「朝倉入道所領川口庄山荒居郷」の年貢を充てることとして（「鶴殿関問答引付」『史料』六一二七、三八八頁）、河口荘における朝倉氏の所職が斯波氏失脚後も維持されていることを確認することができる。

(12) 貞治六年十月五日越前国守護畠山義深施行状写（県史）2、天理図書館所蔵保井家古文書一号）。

(13) 貞治六年十月十七日越前国守護畠山義深請文（県史）2、保阪潤治氏所蔵文書三号）によれば、守護畠山が真柄荘を仁和寺歓喜寿院に打ち渡そうとしたところ、深町備後守・真柄左衛門大夫らが「朝倉遠江入道（高景）預状」があるといつて抵抗したという。

(14) 延文二年六月十一日醍醐寺三寶院賢俊議状（県史）2、醍醐寺文書四一号）によれば、棗荘地頭職は元来三寶院賢俊の有するところであったが、当時「被付守護人手」として、斯波氏の手に移っていた。なお、斯波氏失脚に伴い、足利義詮が棗荘地頭職を朝倉氏に宛行い、醍醐寺に返付しなかった事情について松浦義則氏は、同じく斯波氏が領していた河合荘をいったん禁裏に寄進した上で領家職を醍醐寺に与えたと推測している（「福井市史」通史編1、第五章第三節1「新たな荘園領主」五四七―五四八頁）。

(15) Cの形式上の「欠陥」は、通常は二行書きとする法名部分が一行書になっ

ている点のみで、書写に伴う誤記の範囲といえる。

(16) 『史料』六一九、七〇六頁。

(17) 『史料』六一九、七四〇～七四一頁。流布本『太平記』では、三月十二日の合戦の場面に朝倉氏の名を記さない。

(18) 『史料』六一九、七三九頁。

(19) 高景の「高」は朝倉氏の通字の可能性が高い。朝倉氏の始祖宗高、その子で『平家物語』(巻二二「六代被斬」)に見える高清を始め、その子孫朝倉氏、八木氏には「高」字の人物が多く見られる(佐藤圭「朝倉氏の越前入国について」『年報中世史』一五、一九九〇年、図5「朝倉・八木氏略系図」)。

(20) 本文でふれた文和の洛中合戦のほか、巻二一「任遣勅被成論旨事付義助攻落黒丸城事」には、暦応二年(一二三三)七月、越前黒丸城に拠っていた斯波高経勢が退城することになったときの軍評定に参席していたメンバーの一人として「浅倉」の名が挙げられているし、巻三六「頼宮心替事付畠山道誓事」には、尊氏没後となる康安元年(一二六一)九月、失脚して若狭に落ちた細川清氏を討つため、幕府が斯波氏頼を大将として発向させたとき、「朝倉某」が先鋒として敦賀に陣したことが見え、結局『太平記』に登場する朝倉氏は、どの箇所でも斯波氏の軍事指揮下で活動している。

(21) 松原氏前掲書第三部第一章「壬生本朝倉家譜」。松原氏は最初この史料を紹介した際は「壬生本朝倉系図」としたが(「壬生本朝倉系図について」『日本海地域史研究』六、一九八四年)、前掲書に再録するにあたり「壬生本朝倉家譜」として紹介、解説をしている。それによると、前半に系図があり、それに続く朝倉氏歴代の事績を叙述する部分の端裏書に「朝倉家伝記」とあるようなので、以下ではこの史料を「朝倉家伝記」と表記する。成立は、

松原氏が指摘するように、随所に「至永祿十二己巳凡〇〇年也」とあるので、永祿十二年であることは明白である。

(22) 「朝倉家伝記」によれば、高景の生年は正和三年(一二三四)なので、四十二歳は洛中合戦のあった文和四年(一二三五)となる。

(23) 松原信之「越前朝倉氏と心月寺」(心月寺、一九七二年)九〇～一〇五頁。朝倉氏系図諸本については、『福井市史』資料編2、一〇〇四～一〇〇五頁の松原氏による解説参照。

(24) 年月日欠(鎌倉末期)御賀尾浦塩船盗難物注進状写(『県史』8、大音正和家文書八五号)。この文書の年代については、佐藤圭「地域の荘園・公領」(『福井市史』通史編1、第四章第三節)参照。なお、北庄を「足羽荘の実態が失われていく中で生まれた在地的呼称」とした旧稿の推測はこの文書によって否定されたが、佐藤氏も「足羽荘が足羽川の北にあったことから、それを在地で『北庄』と呼んでいたと判断することを妨げるものではない」と指摘するように(前掲書四七八頁)、足羽荘を在地では鎌倉末期から北庄とも呼ぶことがあったのではなからうか。ともあれ、「足羽北庄」なる呼称が、南北朝期の將軍下文に用いられることは考え難い。

(25) 恩賞給付を内容とする尊氏の袖判下文を『大日本史料』の中で検索すると、文和三年十月十四日佐々木秀綱跡宛(『史料』六一九、一七四～一七五頁、佐々木文書)を最後に見られなくなるのに対して、義詮の袖判下文は、本領を含む所領安堵を内容とするものが延文元年八月六日から見られ(『史料』六一二〇、六七二～六七三頁、薩藩旧記)、恩賞給付も同三年二月十日には見られる(『史料』六一二一、七四二～七四三頁、久下文書)。以上から、延文二年のAは義詮の下文である可能性が高いと指摘した。

(26) 文和三年六月七日後光厳天皇繪旨案(『県史』2、佐々木文書三三号)。

(27) 導誉が安堵された一〇か所のうち上野国多胡荘が三年前に尊氏から勲功賞として宛行われた地頭職だった(『南北朝遺文』関東編一九六一号、佐々木文書)ことを根拠に、足羽荘も將軍家から宛行われた可能性を指摘し、その所職は、同じく將軍が高景に宛行った預所職とは重層しないのではないかと推測した。なお、多胡荘を除く九か所(足羽荘を含む)については、宛行状がまったくなく、導誉がいかなる経緯で入手したかは明らかにすることができない(森茂暁『佐々木導誉』吉川弘文館、一九九四年、一四六～一四九頁、表2「佐々木導誉の所領・所職」参照)。

(28) 松原氏は「道誉に安堵された所職は、河村氏も指摘しているように地頭職と思われ」(前掲書一八頁)とするが、旧稿では「確証はないものの、A文書(本稿のA)にいう、將軍から拝領した『預所職』(かかる所職の存在そのものも疑問)と重層するようなものであった可能性は小さいと思われる」と(旧稿注28)、逆に地頭職ではない可能性を考えていたのであって、松原氏はこの点、私の見解を誤解している。しかし、導誉の得た所職が地頭職でなかったとは断定できないし、仮に地頭職であったとしても、地頭職、預所職を將軍がそれぞれ別人に宛行うことが皆無とはいえないので、旧稿の私見も正しいとはいえない。

(29) 『園太暦』文和五年正月九日条に「今日聞、越前守護修理大夫(斯波高経)降参」とある。

(30) この時期における斯波氏と佐々木導誉の関係の推移については、小川信『足利一門守護発展史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)四〇六～四〇九頁などに詳しい。

(31) 松原氏は、もし朝倉氏がこのAを偽作したとすれば、「東寺合戦直後の年次に作って、自ら偽文書であることを暴露するはずであるのに、東寺合戦の二年八か月後の年次であることで、この合戦とは関係なく、却って逆説的に疑点を解消させる」とする(前掲書二〇頁)。陳状においてAを積極的に用いた主張が見られないのは、これを洛中合戦の行賞とするには、年次の面で無理と判断したため、あいまいな扱いをしたと判断され、この文書が訴訟のために偽作されたのではなく、訴訟時にはすでに存在していたことを図らずも語っているようにみえる(この点は後述)。その点で、松原氏の指摘は一面で確かに正鶴を射ているようにみえる。しかし、あくまで訴訟時の偽作の可能性を低めるだけであって、訴訟以前に偽作されていた可能性は依然残されている。真偽の判定は、年次だけでなく、文書内容まで含めた全体を総合的にみて、矛盾のない説明がつくかどうかで判断すべきではなからうか。

(32) 永光寺本朝倉氏系図(『福井市史』資料編2、「軍記・系図・真宗史料」八号)は正景(高景)の記事の中で、延文二年の尊氏下文が出されたのは、「其(洛中合戦)後」の「数度勲功」に拠っていると説明している。これは系図編集者が、洛中合戦と尊氏下文が二年九か月も離れていることに違和感を覚え、洛中合戦のあとでも何度かの戦功があったことにしたので、「朝倉家伝記」やほかの系図よりも冷静、かつ誠実な叙述態度と評価できるが、この二年九か月間に、朝倉氏が参戦するような合戦は、管見の限り見当たらない。

(33) 高景の「高」氏景の「氏」をそれぞれ足利高氏からの偏諱とする所伝は、長享の陳状や「朝倉家伝記」、「朝倉始末記」、系図類のほとんどにあるが、偏諱を受けた時期については長享の陳状のみ高景の元服時とし、ほかはい

ずれも東寺南大門作道合戦での尊氏による母衣への直書挿話とセットで説明している。「高氏」から「尊氏」に改名して久しい文和四年に朝倉氏に「高」氏を与えらるることなどあり得ないし、陳状のいう元服時としても、十五歳と仮定すると、高景が高氏に出会うはずもない嘉暦三年（一三二八）となる（註22にあるように高景の生年は正和三年（一三二四））。朝倉氏が高景・氏景の名を足利高氏からの偏諱とする荒唐無稽な説は、朝倉氏の通字「高」を冠する高景（註19参照）が足利高氏と「高」字を共有する偶然から思いついたのであろうが、その契機があるとすれば、將軍家との直屬關係を証明することが喫緊の課題になったときであろう。その候補としてまず想起されるのは、応仁の乱における西軍から東軍への寝返りである。「大乘院寺社雜事記」文明三年（一四七一）二月二十九日条に「朝倉彈正孝景背治部大輔義兼命、為直泰公分令參東方公方」とあって、朝倉氏は寝返りの条件として「直泰公分」を訴えたとみられるので、このとき尊氏以来の直屬關係を主張する必要性は十分あった。また、長享の訴訟時も当然同じ様にその必要性があったのだから、訴訟時に初めて主張し始めた可能性もゼロではない。なお、東寺南大門作道合戦での母衣への直書伝説は、偏諱の主張とセットで創られたのではあるまいか。

(34) 拙稿「足羽御厨（足羽庄）の伝領について（下）」（『若越郷土研究』三一―五、一九八六年）七〇頁。

(35) 關係史料が『史料』八一―一、文明十一年八月二十三日条（六三〇―六三四頁）に記載されている（後註37・38・40・44の諸史料を含む）。

(36) 一条冬良は文明十年四月十日に右大将に任官している（『史料』八一―一〇、同日条）。

(37) 文明十一年八月二日に大乘院尋尊のもとに届いた父一条兼良の書状には「大将殿拝賀事、当年中可有其沙汰、雖如形大儀也、朝倉方へ可有御下向」（『大乘院寺社雜事記』同日条）とあった。また、出京を二日後に控えた同月二十一日に兼良を訪ねてきた小槻晴富にも、越前下向の目的を「大将カ拝賀大儀不事行之間、為佞事下向候」（『晴富宿禰記』同日条）と語っている（小槻雅久にも同趣旨の話をしている（『雅久宿禰記』同日条））。

(38) 兼良の子息隨心院嚴宝が兄の大乘院尋尊に送った八月十三日付書状（『大乘院寺社雜事記』文明十一年十一月九日条裏文書）によると、兼良は越前下向を前にして嚴宝に同行を求めるとともに、「御領御祈共」（家領回復の祈禱）を命じたという。嚴宝はこのことについて「近頃おかしく候、常の儀と思食候哉」と父の計画の無謀さにあきれ果てているが（嚴宝は同行も祈禱も断っている）、それは兼良が本気で家領の回復を目指していたということでもあろう。なお、嚴宝が尋尊と共に兼良の子息であったことは永島福太郎『一条兼良』（吉川弘文館、一九五九年）一六四頁参照。

(39) 『群書類従』二七、雜部。兼良自身による奥書に「文明十二年卯月上旬」の年紀があり、成立年が知られる。

(40) 『後法興院記』文明十一年閏九月二十日条に「一条禪閣一昨日自越前上洛云々、朝倉種々令尊崇云々」、『晴富宿禰記』同年同月十九日条には「今日一条禪閣自越前朝倉館（欠）拝賀御訪事被仰之間、二百貫進之、又人々御礼錢□十貫云々」、『長興宿禰記』同年同月十八日条に「（前略）本文引用（部分）懸御目致御礼、式万疋進上云々」とあり、朝倉氏が兼良に二〇〇貫文を渡したことは一致している。

なお、『大乘院寺社雜事記』文明十一年八月二十七日条に次のような記事

がある。

石さ衛門罷下、禪閣御書到来、十一日ニ御京著無為云々、朝倉進物二百〇、綿十屯、殿上人両中ニ三十貫、諸大夫〇貫、御侍六人中四十貫、御太刀等在之、冷泉殿ニ廿貫、在国之間者、足羽・安居・東郷之代官共ニ申付之、若狭越ニ御上洛云々、

この記事は、兼良から支援を求められた下向費用二〇貫文を届けるため八月十二日に上京した石左衛門が(同日条)、兼良の書状を持って奈良に戻ってきたときのもので、兼良の書状の内容を伝えているが、この日は兼良が京都を發つて四日しか経つておらず、帰京が閏九月十八日であることはほかの記録で明白であつて、記事中の「十一日ニ御京著無為」「若狭越ニ御上洛」が兼良の越前からの帰京を意味するとすれば、明らかに矛盾し、解釈に苦しむ。ただ、兼良への礼銭の数量(二〇〇貫)はほかの記録と合致し、各人への礼銭・物はより詳細になつていて、これらの内容は事実を伝えていゝと思われれる。

(41) 『福井県史』年表が、文明九年閏九月十八日に「一条兼良、家領の回復はならず、朝倉氏を家領の代官に任じて帰洛」と記している典拠の一つは、前註『大乘院寺社雜事記』の記事の「在国之間者、足羽・安居・東郷之代官共ニ申付之」と思われる。やや不安もあるが、兼良は一乗谷での交渉の結果直務をあきらめ、改めて朝倉を代官に任命したと解釈できよう。

(42) 御判御教書とすべきBを「義詮公御内書」と称し、宛所尊称を強引に「とのへ」としているところを見ても、長享期の朝倉氏に南北朝期の文書形式に関する正しい知識があつたとは思えない。Aの原形になる文書を、仮に文明十一年に偽作したとすれば、わずか八年前であり、知識レベルに大差

なからう。

(43) 朝倉氏が南北朝期の早い時期に、足羽荘になんらかの所職を得たことは間違いない。「朝倉家伝記」や系図類で語られる、越前朝倉氏の草創説話として、朝倉広景が但馬から一条家領越前国足羽荘黒丸(当時の足羽荘は一条家領ではないし黒丸は足羽荘ではなく北隣の藤島荘に属することを註34拙稿で指摘した)に來着して同荘代官職を得たというストーリー(長享の陳状と『朝倉始末記』だけは広景の足羽荘代官職在職にふれない)があるが、康永元年(一二三二)、広景が安居郷に弘祥寺を建立したことは史実として確認され(洞春庵別源禪師定光塔銘)、『東海一瀛集』に「康永元年帰足羽県、朝倉金吾開弘祥寺基」とある)、安居郷は足羽荘の別納なので(註34拙稿)、広景が早い時期に足羽荘になんらかの所職を得たことは否定できない。なお、佐藤圭氏は朝倉高景が延文二年に足利尊氏から足羽荘預所職を宛行われたのは、広景の所職の再確認と推測しているが(註32前掲論文)、勲功賞としての宛行を、一〇数年前の所職の再確認(＝安堵)と解釈するのはかなり無理ではなからうか。

(44) たとえば、兼良が朝倉氏に「返進」要求をした対象は足羽荘にとどまらず安居保、東郷荘も含まれていたはずで、なぜ足羽荘だけ將軍下文を用意したのか、とか、朝倉氏に対して拝賀費用を無心しておきながら、その一方で、請負代官職としての職務の完遂を求めるのも普通なら言い出しにくいと思われるのに、直務、つまりは請負代官職の篡奪という、よりハードルの高い要求を兼良が果たしたのか(できの)とか、さらには預所職を南北朝期の將軍下文で宛行われたといつても、それが一三〇年を経て朝倉孝景の請負代官職(＝莊園領主の補任権の対象)の保障に法的効力

が期待できるのか、といった疑問、批判は容易に想定できる。これらに対する有効な反論はできないのであるが、本文に述べたように、兼良には確かに直務志向があったことは認められる。耳もほとんど聞こえなくなった七十八歳の老体（註38 厳宝書状に「御老躰一向ニ御耳不聞候」とある）に鞭打ち、「依一旦之潤沢、招末代之恥辱、歎存之処、今撰家之大老、兼備才識之譽而、公武皆尊敬之処、如此御進退以外之次第歟、莫言々々」（『晴富宿禰記』文明十一年八月二十三日条）という公家たちの憫笑を背に受けて越前に下向した兼良は、相応の覚悟を秘めて朝倉に対峙したのではあるまいか。生来の性格もしくは年齢がもたらすのか、子息厳宝が「近頃おかしく候」（註38）と嘆くほどの兼良の頑迷さを思うと、直務という無謀な要求を朝倉に投げかけることもあったのではないかと考えるのである。